



岩手労働局発表
平成30年12月25日（火）

照 会 先	岩手労働局職業安定部		
	職業対策課長	鎌滝	一郎
	地方障害者雇用担当官	小野寺	豊
	(電 話)	019-604-3005	
	(F A X)	019-604-1533	

岩手県における公的機関の障害者雇用状況の 集計結果を公表します。

(平成30年6月1日現在)

岩手労働局（局長 ながた たもつ 永田 有）では、岩手県内の公的機関などにおける平成30年6月1日現在の障害者の雇用状況を取りまとめましたので、その結果を公表します。

今回の集計結果は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の規定に基づき、国、地方公共団体及び独立行政法人等（以下「公的機関等」という。）に義務付けられている毎年6月1日現在の障害者の任免状況及び雇用状況の通報及び報告を集計したものです。

なお、民間企業における障害者の雇用状況については、データ入力のための作業ツールの不具合により、平成31年3月末までに公表する予定です。

【集計結果の主なポイント】

1 公的機関における在職状況

- (1) 県の機関に在職している障害者の数は198.0人で、前年より3.7% (7.0人)増加、実雇用率は2.50%と前年に比べ0.08ポイント上昇。
 - ・ 全4機関のうち知事部局、医療局、警察本部で法定雇用率（2.5%）を達成した。
- (2) 市町村の機関に在職している障害者の数は300.5人で、前年より8.7% (24.0人)増加、実雇用率は2.46%と前年に比べ0.16ポイント上昇。
 - ・ 報告対象45の機関のうち、37機関で法定雇用率（2.5%）を達成した。
- (3) 県等の教育委員会に在職している障害者の数は211.0人で、前年より5.8% (11.5人)増加、実雇用率は2.42%と、前年より0.15ポイント上昇。
 - ・ 報告対象となる岩手県教育委員会と盛岡市教育委員会の全2機関で法定雇用率（2.4%）を達成した。

2 地方独立行政法人等における雇用状況

- 地方独立行政法人等に雇用されている障害者の数は10.0人で、前年より11.1% (1.0人)増加、実雇用率は2.89%と、0.31ポイント上昇。
- ・ 報告対象となる公立大学法人 岩手県立大学と地方独立行政法人 岩手県工業技術センターの全2機関で法定雇用率（2.5%）を達成した。

総括表

平成30年6月1日現在における障害者の雇用状況

1 公的機関における在職状況

(1) 県の機関（法定雇用率2.5%）

- 県の4機関に在職している障害者の数は198.0人で、前年より3.7%（7.0人）増加した。実雇用率は2.50%と前年（2.42%）に比べ0.08ポイント上昇した。

県の4機関においては、企業局を除く3機関で法定雇用率を達成している。

	報告対象 機関数 (機関)	法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる職員数 (人)	障害者の数 (人)	実雇用率 (%)	法定雇用率 達成機関数 (機関)	法定雇用率 達成割合 (%)	実雇用率 (全国) (%)
30年度	4	7,935.5	198.0	2.50	3	75.0	2.44
29年度	4	7,907.5	191.0	2.42	3	75.0	2.36
増減	0	28.0	7.0	0.08	0	0.0	0.08

【詳細表P5 1(1)、P8 2(1)】

(2) 市町村の機関（法定雇用率2.5%）

- 市町村の機関に在職している障害者の数は300.5人で、前年より8.7%（24.0人）増加した。実雇用率は2.46%と昨年（2.30%）と比べ0.16ポイント上昇した。

45機関のうち37機関で法定雇用率を達成している。

	報告対象 機関数 (機関)	法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる職員数 (人)	障害者の数 (人)	実雇用率 (%)	法定雇用率 達成機関数 (機関)	法定雇用率 達成割合 (%)	実雇用率 (全国) (%)
30年度	45	12,208.5	300.5	2.46	37	82.2	2.38
29年度	44	12,031.5	276.5	2.30	39	88.6	2.29
増減	1	177.0	24.0	0.16	▲ 2	▲ 6.4	0.09

※市町村の機関のうち未達成であった機関の5機関は、公表日時点で達成済み。

【詳細表P6 1(2)、P8 2(2)】

(3) 県等の教育委員会（法定雇用率2.4%）

- 2.4%の法定雇用率が適用される県等の教育委員会に在職している障害者の数は211.0人で、前年より5.8%（11.5人）増加した。

実雇用率は2.42%と前年（2.27%）に比べ0.15ポイント上昇している。

※報告対象の教育委員会は岩手県教育委員会、盛岡市教育委員会の2機関。

	報告対象 機関数 (機関)	法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる職員数 (人)	障害者の数 (人)	実雇用率 (%)	法定雇用率 達成機関数 (機関)	法定雇用率 達成割合 (%)	実雇用率 (全国) (%)
30年度	2	8,734.5	211.0	2.42	2	100.0	1.90
29年度	2	8,773.5	199.5	2.27	2	100.0	1.85
増減	0	▲ 39.0	11.5	0.15	0	0.0	0.05

【詳細表P7 1(3)、P9 2(3)】

2 地方独立行政法人等における雇用状況（法定雇用率2.5%）

- 地方独立行政法人等に雇用されている障害者の数は10.0人であり、前年と比べ11.1%（1.0人）増加した。

実雇用率は2.89%と前年（2.58%）に比べ0.31ポイント上昇した。

※報告対象の地方独立行政法人等は公立大学法人岩手県立大学、地方独立行政法人岩手県工業技術センターの2機関。

	報告対象 機関数 (機関)	法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる労働者数 (人)	障害者の数 (人)	実雇用率 (%)	法定雇用率 達成機関数 (機関)	法定雇用率 達成割合 (%)	実雇用率 (全国の独立行政法人等) (%)
30年度	2	346.0	10.0	2.89	2	100.0	2.54
29年度	2	349.5	9.0	2.58	2	100.0	2.38
増減	0	▲ 3.5	1.0	0.31	0	0.0	0.16

【詳細表P9 2(4)】

- 注 1 1の各表の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 2 2の表の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 3 各表の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、次のいずれかに該当する者については、1人とカウントしている。
①平成27年6月2日以降に採用された者であること
②平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 4 法定雇用率2.4%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 5 精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 6 「地方独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第9号及び第10号の法人を指す。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

○ 民間企業	一般の民間企業 2.2%[2.0%] (45.5人[50人]以上規模の企業) 特殊法人等 2.5%[2.3%] [労働者数40人[43.5人]以上規模の特殊法人、 独立行政法人、国立大学法人等
○ 国、地方公共団体 2.5%[2.3%] (40人[43.5人]以上規模の機関)
○ 都道府県等の教育委員会 2.4%[2.2%] (42人[45.5人]以上規模の機関)

※()内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※[]内は、平成30年3月までの値である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

① 平成27年6月2日以降に採用された者であること

② 平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

詳細表

1 地方公共団体等における在職状況(法定雇用率2.5%または2.4%)

(1) 県の機関(法定雇用率2.5%)

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者(注4)	D. 重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員(注5)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
岩手県	機関 4 (4)	7,935.5 (7,907.5)	49 (47)	1 (0)	99 (97)	0 (0)	198.0 (191.0)	11.0 (3.0)	2.50 (2.42)	機関 3 (3)	75.0 (75.0)
全国	161 (158)	337,872.0 (336,880.0)	2,297 (2,229)	237 (241)	3,198 (3,025)	431 (455)	8,244.5 (7,951.5)	455.5 (434.5)	2.44 (2.36)	99 (108)	61.5 (68.4)

[1(1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員」については、法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントしている。
- ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、以下注4に該当する者については、1人分としてカウントしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 4 C欄の精神障害者には、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者を含む。
- ①平成27年6月2日以降に採用された者であること。
②平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 5 D欄の精神障害者である短時間勤務職員とは、精神障害者である短時間勤務職員のうち、注4に該当しない者である。
- 6 F欄の「うち新規雇用分」は平成29年6月2日から平成30年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ()内は平成29年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数						
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. dのうち、(注5)に該当する職員	f. 計 c+(d-e)×0.5+e	g. うち新規雇用分
岩手県	198.0 (191.0)	49 (47)	1 (0)	88 (89)	0 (0)	187.0 (183.0)	11.0 (3.0)	0 (0)	0 (0)	4 (4)	0 (0)	4.0 (4.0)	0.0 (0.0)	7 (4)	0 (0)	0 (-)	7.0 (4.0)	0.0 (0.0)
全国	8,244.5 (7,951.5)	2,285 (2,219)	236 (239)	2,754 (2,735)	339 (310)	7,729.5 (7,567.0)	316.0 (357.5)	12 (10)	1 (2)	77 (65)	70 (76)	137.0 (125.0)	41.5 (43.0)	296 (225)	93 (69)	71 (-)	378.0 (259.5)	98.0 (34.0)

[1(1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③のe欄及び④f欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③d欄の重度以外身体障害者及び知的障害者並びに④e欄(注5参照)に該当しない精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のb、d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 5 e欄の職員とは、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者であること。
- ①平成27年6月2日以降に採用された者であること
②平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 6 ②③f欄及び④g欄の「うち新規雇用分」は平成29年6月2日から平成30年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ()内は平成29年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 市町村の機関（法定雇用率2.5%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者ある短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員(注5)	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
岩手県	機関 45 (44)	人 12,208.5 (12,031.5)	人 57 (54)	人 7 (8)	人 173 (154)	人 13 (13)	人 300.5 (276.5)	人 28.0 (23.0)	% 2.46 (2.30)	機関 37 (39)	% 82.2 (88.6)
全国	2,368 (2,367)	1,060,809.5 (1,130,049.5)	6,624 (6,882)	491 (492)	11,071 (11,112)	863 (982)	25,241.5 (25,859.0)	1,833.5 (1,412.0)	2.38 (2.29)	1,663 (1,838)	70.2 (77.7)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					f. うち新規雇用分	③ 知的障害者の数					g. うち新規雇用分	④ 精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5		a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員	e. 計 a×2+b+c+d×0.5		c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. dのうち、(注5)に該当する職員	f. 計 c+(d-e)×0.5+e	
岩手県	人 300.5 (276.5)	人 57 (54)	人 7 (8)	人 135 (120)	人 8 (7)	人 260.0 (239.5)	人 23.0 (13.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 4 (5)	人 5 (4)	人 6.5 (7.0)	人 1.0 (2.0)	人 30 (29)	人 4 (2)	人 4 (-)	人 34.0 (30.0)	人 4.0 (8.0)
全国	25,241.5 (25,859.0)	6,558 (6,824)	464 (467)	8,812 (9,318)	634 (653)	22,709.0 (23,759.5)	1,322.5 (1,127.0)	66 (58)	27 (25)	561 (504)	150 (143)	795.0 (716.5)	153.0 (111.5)	1,568 (1,290)	209 (186)	130 (-)	1,737.5 (1,383.0)	358.0 (173.5)

注 1(1)②の表と同じ

(3) 県等の教育委員会（法定雇用率2.4%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎と なる職員数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成機関の 数	⑥ 法定雇用率 達成機関の 割合	
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度身体 障害者及び 知的障害者 ある短時間勤 務職員	C. 重度以外 の身体障害 者及び知的 障害者(注 4)	D. 重度以外 の身体障害 者及び知的 障害者並 に精神障害 者である短 時間勤務職 員(注5)	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5				F. うち新規雇用 分
岩手県	機関 2 (2)	人 8,734.5 (8,773.5)	人 57 (53)	人 12 (13)	人 70 (66)	人 30 (29)	人 211.0 (199.5)	人 15.5 (6.0)	% 2.42 (2.27)	機関 2 (2)	% 100.0 (100.0)
全国	120 (115)	665,709.0 (668,289.5)	3,484 (3,398)	181 (173)	5,326 (5,138)	390 (461)	12,670.0 (12,337.5)	1040.5 (871.5)	1.90 (1.85)	52 (66)	43.3 (57.4)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数				
		a. 重度身体障 害者	b. 重度身体 障害者である短 時間勤務職員	c. 重度以外 の身体障害者	d. 重度以外 の身体障害者 ある短時間勤 務職員	e. 計 a×2+b+c+d× 0.5	f. うち新規雇用 分	a. 重度知的障 害者	b. 重度知的 障害者である短 時間勤務職員	c. 重度以外 の知的障害者	d. 重度以外 の知的障害者 ある短時間勤 務職員	e. 計 a×2+b+c+ d×0.5	f. うち新規雇用 分	c. 精神障害者	d. 精神障害 者である短時間 勤務職員	e. dのうち、(注 5)に該当する 職員	f. 計 c+(d-e)× 0.5+e	g. うち新規雇 用分
岩手県	人 211.0 (199.5)	人 57 (53)	人 12 (13)	人 63 (63)	人 21 (15)	人 199.5 (189.5)	人 11.5 (5.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 3 (5)	人 1.5 (2.5)	人 0.0 (0.0)	人 2 (3)	人 11 (9)	人 5.0 (-)	人 10.0 (7.5)	人 4.0 (1.0)
全国	12,670.0 (12,337.5)	3,460 (3,368)	173 (167)	4,202 (4,223)	285 (276)	11,437.5 (11,264.0)	677.0 (581.5)	24 (30)	8 (6)	264 (284)	78 (71)	359.0 (385.5)	115.0 (136.0)	743 (631)	144 (114)	117 (-)	873.5 (688.0)	248.5 (154.0)

注 1(1)②の表と同じ

2 公的機関の各機関の状況

(1) 県の機関の状況（法定雇用率2.5%）

	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備 考
	人	人	%	人	
知事部局	4,333.0	109.0	2.52	0.0	
医療局	3,123.0	79.0	2.53	0.0	
企業局	84.0	1.0	1.19	1.0	
警察本部	395.5	9.0	2.28	0.0	
計	7,935.5	198.0	2.50	1.0	

注1 「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

2 「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。

また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間職員である精神障害者（平成27年6月2日以降に採用された者または平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者）については1人を1カウントとしている。

さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 「不足数」とは、「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から「障害者の数」を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

(2) 市町村の機関の状況（法定雇用率2.5%）

	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備 考
	人	人	%	人	
盛岡市	1,563.0	45.0	2.88	0.0	
盛岡市上下水道局	154.0	3.0	1.95	0.0	
盛岡市立病院	124.0	3.0	2.42	0.0	
宮古市	613.0	17.0	2.77	0.0	特例認定あり（注2）
大船渡市	351.0	8.0	2.28	0.0	
大船渡市教育委員会	59.0	1.0	1.69	0.0	
花巻市	991.5	23.0	2.32	1.0	特例認定あり（注2）（注3）
北上市	457.5	7.0	1.53	4.0	（注3）
北上市教育委員会	218.5	6.0	2.75	0.0	
久慈市	332.5	8.0	2.41	0.0	
久慈市教育委員会	64.5	2.0	3.10	0.0	
遠野市	289.0	9.0	3.11	0.0	
遠野市教育委員会	44.0	0.0	0.00	1.0	（注3）
一関市	1,087.5	28.0	2.57	0.0	
一関地区広域行政組合	65.0	2.5	3.85	0.0	
一関市教育委員会	231.0	6.0	2.60	0.0	
陸前高田市	262.5	6.5	2.48	0.0	特例認定あり（注2）
釜石市	392.0	10.0	2.55	0.0	特例認定あり（注2）
二戸市	285.5	8.0	2.80	0.0	
八幡平市	362.0	8.0	2.21	1.0	特例認定あり（注2）
奥州市	735.0	18.0	2.45	0.0	
奥州市総合水沢病院	159.5	3.0	1.88	0.0	
奥州市教育委員会	162.0	4.0	2.47	0.0	
滝沢市	285.5	12.0	4.20	0.0	特例認定あり（注2）
雫石町	236.0	5.0	2.12	0.0	特例認定あり（注2）
葛巻町	117.0	3.0	2.56	0.0	
岩手町	122.0	3.0	2.46	0.0	特例認定あり（注2）
紫波町	241.0	6.0	2.49	0.0	特例認定あり（注2）
矢巾町	160.5	4.0	2.49	0.0	
西和賀町	158.0	5.0	3.16	0.0	
金ヶ崎町	140.5	3.0	2.14	0.0	
金ヶ崎町教育委員会	92.5	1.0	1.08	1.0	（注3）
平泉町	94.0	2.5	2.66	0.0	

	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備 考
住田町	75.0	1.0	1.33	0.0	
大槌町	182.0	5.0	2.75	0.0	
大槌町教育委員会	45.5	0.0	0.00	1.0	(注3)
山田町	224.5	6.0	2.67	0.0	
岩泉町	170.0	2.0	1.18	2.0	
田野畑村	63.0	2.0	3.17	0.0	
普代村	66.0	1.0	1.52	0.0	
軽米町	132.0	3.0	2.27	0.0	特例認定あり (注2)
野田村	76.0	2.0	2.63	0.0	
九戸村	75.0	1.0	1.33	0.0	特例認定あり (注2)
洋野町	278.5	7.0	2.51	0.0	特例認定あり (注2)
一戸町	170.5	0.0	0.00	4.0	
計	12,208.5	300.5	2.46	15.0	

注1 (1)表と同じ。

注2 注2の機関は、特例認定を受けている。

特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、労働局長の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

特例認定一覧

認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)
宮古市	宮古市教育委員会
花巻市	花巻市教育委員会
陸前高田市	陸前高田市教育委員会
釜石市	釜石市教育委員会
八幡平市	八幡平市教育委員会
滝沢市	滝沢市教育委員会
雫石町	雫石町教育委員会
岩手町	岩手町教育委員会
紫波町	紫波町教育委員会
軽米町	軽米町教育委員会
九戸村	九戸村教育委員会
洋野町	洋野町教育委員会

注3 花巻市においては、10月1日現在、新規雇用により障害者24.0人、実雇用率2.42%、不足数0.0人となっている。

北上市においては、12月1日現在、新規雇用により障害者11.0人、実雇用率2.39%、不足数0.0人となっている。

遠野市教育委員会においては、11月30日現在において、遠野市と特例認定を受けている。

金ヶ崎町教育委員会においては、8月1日現在、新規雇用により障害者2.0人、実雇用率2.15%、不足数0.0人となっている。

大槌町教育委員会においては、12月14日現在において、大槌町と特例認定を受けている。

(3) 県等の教育委員会の状況 (法定雇用率 2.4%)

	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数	備 考
	人	人	%	人	
岩手県教育委員会	8,256.5	200.0	2.42	0.0	
盛岡市教育委員会	478.0	11.0	2.30	0.0	
計	8,734.5	211.0	2.42	0.0	

注 (1)表と同じ。

(4) 地方独立行政法人等の状況 (法定雇用率 2.5%)

	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	障害者の数	実雇用率	不足数	備 考
	人	人	%	人	
公立大学法人 岩手県立大学	275.5	9.0	3.27	0.0	
地方独立行政法人 岩手県工業技術センター	70.5	1.0	1.42	0.0	
計	346.0	10.0	2.89	0.0	

注1 「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

- 2 「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。
また、短時間労働者である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間労働者である精神障害者（平成27年6月2日以降に採用された者または平成27年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者）については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 「不足数」とは、「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から「障害者の数」を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。